「農山漁村六次産業化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）」を

一　基幹対策に係るもの（六次産業化推進整備事業に係る小水力等農村地域資源利活用緊急促進事業に係るものに限る。）

二　農山漁村六次産業化先導モデル育成事業に係るもの（「都市農村交流等対策整備交付金」を「都市農村交流等対策事業費補助金」に、「除塩事業費補助」を「除塩事業費補助　震災対策農業水利施設整備事業費補助」に、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助」を「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助　緊急排水事業費補助」に改める。）

○農林水産省告示第二千三百六十号

平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月五日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金に限る。）」を「農業経営対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業費補助金及び農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業費を除く。）」に改め、「農商工等連携タイプに係るもの」の下に「及び六次産業化先導モデル育成事業に係るもの」を加える。

○農林水産省告示第二千三百六十一号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月五日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「六次産業化推進整備事業に係るもの」の下に「及び六次産業化先導モデル育成事業に係るもの」を加える。

○農林水産省告示第二千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡御代田町大字御代田字岩下三五六一の一、三五六二の一、木曽郡南木曽町読書一三四一の一、一三四一の二、一三四一の五、一三四一の九、一三四一の一〇、一三四一の二九、一三四一の三一、一三四七の一、一三四七の六、一三四七の九、一三七四の一、一三七四の三から一三七四の六まで、一三七四の一一、一五九一の二四（次の図に示す部分に限る。）、一五九一の二五、一五九一の三〇、一五九一の三三（次の図に示す部分に限る。）、一七五九の二、一七五九の三、一七五九の二一、一七五九の二三、一七五九の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下三五六一の一、三五六二の一、読書一三四一の二、一三四一の五、一三四一の九、一三四一の一〇、一三四一の二九、一三四一の三一、一三四七の一、一三四七の九、一三七四の一一、一五九一の二四（次の図に示す部分に限る。）、一五九一の三〇、一五九一の三三（次の図に示す部分に限る。）、一七五九の二、一七五九の三、一七五九の二一、一七五九の二三、一七五九の二四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科東川手九八一九、九八五八から九八六六まで、九八六八、九八七七、九八七八、九八八二、九八八四から九八八七まで、九八八九、九八九四、九八九七、大町市八坂字沢口一一七七五のイ、一一七七五のロ、字柳畑ケ一一七七九のイ、字方かり一一七七九のロの一、字沢口ノ奥一一七七九のロの二、一一七七九のロの三、字大方がり一一九三〇のイ、一一九三〇のロ、一一九三〇のロの二、一一九三二のロ、字中方刈道下一一九三三のロの二、一一九三六のロの一〇、字扇平一一九四〇、一一九四一、一二〇一六、字柿ノ木畑一一九四四、字家ノ下一一九七五のハ、字中新代一二〇〇一のイ、一二〇〇二、一二〇〇三のロ、一二〇〇四のイ、一二〇〇四のロ、一二〇〇五の一、一二〇〇七から一二〇一〇まで、字大新代一二〇〇一のロ、一二〇一二から一二〇一五まで、一二〇一七の一、一二〇一七のロ、一二〇二一、字大新代道下一二〇一一のロ、一二〇一八のロの一、字大新代道上一二〇二〇のロの一から一二〇二〇のロの三まで

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢五六五五の二〇六（次の図に示す部分に限る。）、五六五五の二〇八、五六五五の五九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中沢五六五五の二〇六（次の図に示す部分に限る。）、五六五五の二〇八、五六五五の五九三・五六五五の五九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）